

住宅宿泊事業法と改正旅館業法の比較及び区条例の考え方

	住宅宿泊事業法	旅館業法
1	住居専用地域では、月曜日正午から金曜日正午までは事業実施ができない (条例)	(1) 住居専用地域では建築・営業できない (建築基準法・都市計画法) (2) 学校や公園等の周辺で旅館業の申請があった場合、学校等の設置者に対し、清純な環境阻害に関する意見照会をする(法)
2	(1) 苦情対応や宿泊者名簿の記載・保存を行う義務(法) (2) 家主が不在の場合、住宅宿泊管理業者に管理を委託する義務(法)	(1) 玄関帳場の設置(法：条例は簡易宿所も義務) (2) 玄関帳場の代替設備を可能とする(改正法) ・ 正確な宿泊者名簿の記載 ・ 緊急時対応 ・ 宿泊者の出入りの確認 ・ 緊急時の駆けつけ
3	管理規約等で禁止されていないことを届出時に添付・確認(法)	規定なし →管理規約等を申請時の添付資料とすることを検討
4	周辺住民への配慮(法)	規定なし ※営業者として措置すべき事項として指導可能
5	公衆に対し「標識」の掲示(法)	規定なし →名称等表示の検討
6	近隣住民への事前説明義務(条例)	規定なし ※営業者として措置すべき事項として指導可能
7	届出住宅の所在地、事業者の連絡先等を区が公表(条例)	規定なし ※旅館業は、既に区が公表中

→は、区の条例改正の対応方針